

墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

区行動計画の目的

- 新型インフルエンザ等※の感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護
- 区民生活及び区民経済に及ぼす影響の最小化

※ 対象となる感染症の定義

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）
- ・ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

改定の方針

初の抜本改定を行った政府行動計画及び都行動計画に基づき、以下の方針で改定する。

1 新型コロナ対策において積み重ねてきた知見・経験を活かす

2 対策の具体化

新たな感染症にも揺るがない持続可能なまち・すみだの実現を目指す

平時の備え

- ▶ 人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等の実施
- ▶ 区と区民、医療機関、事業者等との情報共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
- ▶ 感染症法等に基づき、感染症発生時の医療・検査を迅速に行う体制の確保

有事の迅速な初動対応

- ▶ 国や都、関係機関と連携し、区内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、墨田区医師会等と共有
- ▶ あらかじめ定めた手順により直ちに区が一体となった初動体制を立ち上げ、区民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対応の実施

区民の生活・経済を守る バランスの取れた対策の実施

- ▶ 急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止の取組を適切に実施
- ▶ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定のポイント

① 初の抜本改定

- ✓ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成26(2014)年9月に策定した。
- ✓ 令和6年7月の政府行動計画及び令和7年5月の都行動計画の抜本改定を受けて、区行動計画も策定以来、初の抜本改定を実施する。

② 幅広い感染症対応

- ✓ 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定する。

③ 柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ✓ 状況の変化(検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等)に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替える。

④ 発生段階の考え方

- ✓ 全体を3期(準備期・初動期・対応期)に分けて記載するとともに、準備期の取組の充実を図る。

⑤ 対策項目の拡充

- ✓ 対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化する。

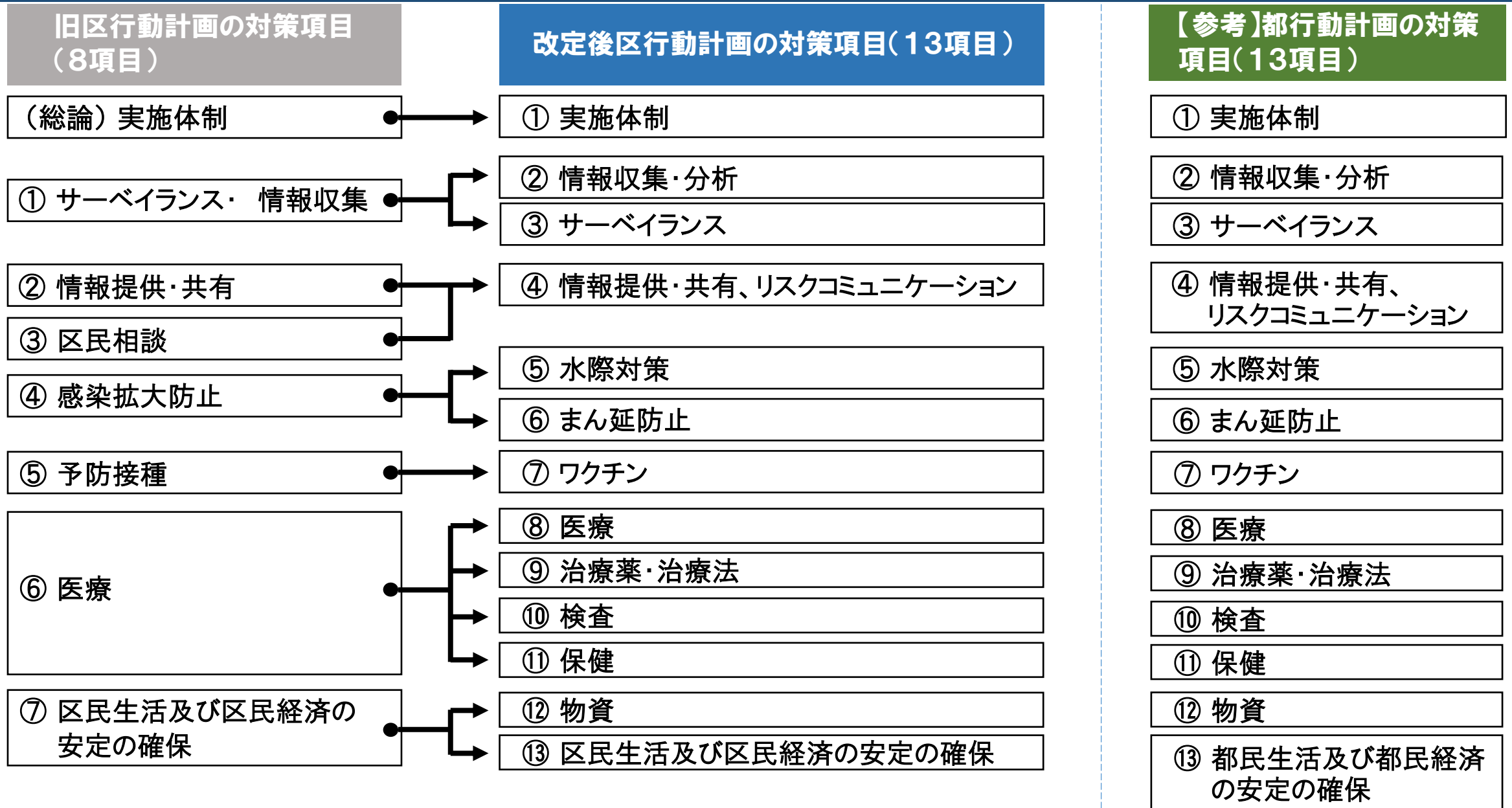
① サーベイランス・情報収集
② 情報提供・共有
③ 区民相談
④ 感染拡大防止
⑤ 予防接種
⑥ 医療
⑦ 区民生活及び区民経済の安定の確保



① 実施体制
② 情報収集・分析
③ サーベイランス
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤ 水際対策
⑥ まん延防止
⑦ ワクチン

⑧ 医療
⑨ 治療薬・治療法
⑩ 検査
⑪ 保健
⑫ 物資
⑬ 区民生活及び区民経済の安定の確保

墨田区新型コロナウイルス等対策行動計画の対策項目の考え方



構成 第1部：基本的な考え方 第2部：各対策項目の考え方及び取組

		準備期	初動期	対応期
第2部 各対策項目の 考え方及び 取組	第1章 実施体制	■ 役割整理や指揮命令系統等の構築・研修・訓練を通じた関係機関間の連携を強化	■ 準備期における検討等に基づき、区及び関係機関における実施体制を強化し、迅速に対策を実施	■ 各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備し、見直しを実施
	第2章 情報収集・分析	■ 情報収集・分析に加えて、情報の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を実施	■ 新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析を迅速に実施	■ 感染症のリスクに関する情報、区民生活及び区民経済に関する情報等の収集・分析を強化
	第3章 サーベイランス	■ 平時からサーベイランス体制を構築し、情報を速やかに収集・分析	■ 平時において実施しているサーベイランスに加え、有事の感染症サーベイランスを開始	■ 流行状況に応じ、適切に感染症サーベイランス等を実施
	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	■ 区民等の感染症に関するリテラシーを高め、区の情報提供・共有に対する認知度・信頼度を向上	■ 感染拡大に備えて、区民に新たな感染症の特性や対策等の的確な情報提供・共有を実施	■ 区民の関心事項を踏まえ、対策に対する区民の理解を深め、適切な行動につながるよう促す。
	第5章 水際対策	■ 国及び都が実施する研修及び訓練への参加等を通じて、水際対策に係る国及び都との連携体制を構築	■ 国・都及び関係機関等と連携し、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築	■ 感染拡大の状況等を踏まえながら、国・都及び関係機関と連携して適切に対応
	第6章 まん延防止	■ 対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から実施	■ 区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を実施	■ まん延防止対策を講ずるとともに、効果等を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に切替え
	第7章 ワクチン	■ 関係機関と連携し、ワクチンの流通接種体制を構築	■ 国及び都の方針等に基づき、接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施	■ 確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施
	第8章 医療	■ 有事に関係機関が連携して医療提供できる体制を整備	■ 都や医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備	■ 初動期に引き続き、都や医療機関等と連携し、患者に適切な医療が提供できるよう対応
	第9章 治療薬・治療法	■ 都が実施する治療薬及び治療法の体制づくりに対して区は必要に応じて協力	■ 医療機関等に対する治療薬等の最新の知見の情報提供や、都が実施する適切な使用等の調整等に協力	■ 初動期に引き続き、医療機関等に最新の知見の情報提供するほか区民に対して正確な情報を発信
	第10章 検査	■ 平時から検査物資の確保や人材の確保等を含めた準備を着実に推進	■ 国や都等と連携し、新型インフルエンザ等の発生当初から、検査拡充等の体制を迅速に整備	■ 国や都の方針のほか、区内の感染状況等を踏まえ、検査体制等を適時拡充・見直し
	第11章 保健	■ 研修や訓練等を通じて、保健所における人材育成や連携体制の構築等を実施	■ 予防計画や健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進める。	■ 予防計画や健康危機対処計画等に基づき、求められる業務に必要な体制を確保
	第12章 物資	■ 感染症対策物資等の備蓄等、必要な準備を適切に実施	■ 区民の生命及び健康等への影響が生じることを防ぐため、有事に必要な感染症対策物資等を確保	■ 初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等を適切に実施
	第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保	■ 事業者及び区民へ適切に情報提供・共有等、必要な準備の実施を勧奨する等、事業継続に向けて準備	■ 事業者や区民に、感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛け	■ 準備期での対応を基に、区民生活及び区民経済の安定を確保するための取組を実施